

(公印省略)

医 第 3 0 0 3 0 - 1 号
令 和 4 年 1 0 月 2 1 日

旅館・ホテル経営者 各位

群馬県健康福祉部長 歌代 昌文
(医務課)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等について（注意喚起）

本県の保健衛生行政の推進に当たっては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業として行うためには、厚生労働大臣から「あん摩マッサージ指圧師免許」、「はり師免許」又は「きゅう師免許」を受ける必要があり、無免許でこれらの行為を業として行った者は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」により処罰の対象になります。

しかしながら、県内でも一部において、無資格者によるあん摩マッサージ施術や他人の免許証を利用した無資格者による施術等の情報が寄せられております。

つきましては、貴職が経営する施設の業務実施に当たり、下記の事項に御注意いただきますようお願いいたします。

記

1 旅館、ホテルが「マッサージ」等の出張施術を依頼する際には、免許証及び写真入りの本人確認書類により免許の有無及び本人確認を行い、疑問点があれば所管の保健所等に照会するなど、無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止に御協力ください。

2 旅館、ホテルが、その一画であん摩、マッサージ又は指圧等の施術所を開設する場合は、所管の保健所等に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所開設届を提出していただく必要があります。

なお、旅館、ホテルの一画を施術者が借り受けて営業する場合には、その施術者が届出を行うことになります。

事務担当：医務課医療指導係 堀越
電話番号：027-226-2533
FAX：027-223-0531

(公印省略)

医 第 3 0 0 3 0 - 1 号
令 和 4 年 1 0 月 2 1 日

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 様

群馬県健康福祉部長 歌代 昌文
(医務課)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等について（注意喚起）

本県の保健衛生行政の推進に当たっては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業として行うためには、厚生労働大臣から「あん摩マッサージ指圧師免許」、「はり師免許」又は「きゅう師免許」を受ける必要があり、無免許でこれらの行為を業として行った者は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」により処罰の対象になります。

しかしながら、県内でも一部において、無資格者によるあん摩マッサージ施術や他人の免許証を利用した無資格者による施術等の情報が寄せられております。

つきましては、下記事項について県内の旅館又はホテル経営者への注意喚起を実施するため、別添通知により貴組合の組合員へ御周知、御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

1 旅館、ホテルが「マッサージ」等の出張施術を依頼する際には、免許証及び写真入りの本人確認書類により免許の有無及び本人確認を行い、疑問点があれば所管の保健所等に照会するなど、無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止に御協力ください。

2 旅館、ホテルが、その一画であん摩、マッサージ又は指圧等の施術所を開設する場合は、所管の保健所等に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所開設届を提出していただく必要があります。

なお、旅館、ホテルの一画を施術者が借り受けて営業する場合には、その施術者が届出を行うことになります。

事務担当：医務課医療指導係 堀越
電話番号：027-226-2533
FAX：027-223-0531

(公印省略)

医 第 3 0 0 3 0 - 1 号
令 和 4 年 1 0 月 2 1 日

群馬県鍼灸マッサージ師会長 様

群馬県健康福祉部長 歌代 昌文
(医務課)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等について（注意喚起）

本県の保健衛生行政の推進に当たっては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業として行うためには、厚生労働大臣から「あん摩マッサージ指圧師免許」、「はり師免許」又は「きゅう師免許」を受ける必要があり、無免許でこれらの行為を業として行った者は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」により処罰の対象になります。

しかしながら、県内でも一部において、無資格者によるあん摩マッサージ施術や他人の免許証を利用した無資格者による施術等の情報が寄せられておりますので、下記事項について、別添のとおり注意喚起を実施いたしました。

つきましては、内容を御確認いただくとともに、貴会会員へ御周知、御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

1 旅館、ホテルが「マッサージ」等の出張施術を依頼する際には、免許証及び写真入りの本人確認書類により免許の有無及び本人確認を行い、疑問点があれば所管の保健所等に照会するなど、無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止に御協力ください。

2 旅館、ホテルが、その一画であん摩、マッサージ又は指圧等の施術所を開設する場合は、所管の保健所等に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所開設届を提出していただく必要があります。

なお、旅館、ホテルの一画を施術者が借り受けて営業する場合には、その施術者が届出を行うことになります。

事務担当：医務課医療指導係 堀越
電話番号：027-226-2533
FAX：027-223-0531